平成２５年（フ）第５１２号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―501号
債務者　藤井　真貴
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８０号
札幌市西区琴似３条５丁目２番17号　ハイツリラＡ―102号
債務者　齊藤　洋子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４号
群馬県前橋市天川大島町80番地４
債務者　森嶋　吉雄
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
群馬県伊勢崎市山王町1071番地　山王住宅1679
債務者　藤生　章子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９３号
群馬県伊勢崎市柳原町24番地７　ステーションハイツ101
債務者　井上　道男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９４号
群馬県伊勢崎市韮塚町1291番地12
債務者　大山　礼子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９７号
群馬県前橋市三俣町２丁目35番地５
債務者　大島　エツ
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
埼玉県東松山市山崎町７番地１　グリーンハイツ山崎Ｂ131、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字用土2669番地11
債務者　磯﨑　忠正
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４５１号
千葉県船橋市夏見台４丁目７番11―203号
債務者　藤田　教亨
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８号
千葉県八千代市緑が丘２丁目12番地１　フォレストガーデン203
債務者　森山景子こと　李　　景子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
岐阜県土岐市泉町久尻1429番地の108
債務者　福岡　正春（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１５８５号
京都市伏見区小栗栖中山田町54番地の５　府営住宅小栗栖西団地38―308
債務者　日置富美夫
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
京都府向日市森本町下森本47番地の45　ハウスエトワール101号
債務者　木本光信こと　朴　　弘新
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東南組35番地の３
債務者　山口いづみ
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
京都市西京区下津林南大般若町32番地　エトワール光希103号、前住所京都市下京区西洞院通六条下る西側町486番地
債務者　横井　信行
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
京都市西京区下津林南大般若町32番地　エトワール光希103号、前住所京都市下京区西洞院通六条下る西側町486番地
債務者　横井　紀子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
京都市北区紫野北舟岡町27番地
債務者　藤本　吉信
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
京都市伏見区淀本町173番地の58コーポ淀102
債務者　河田　真志
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係